



# 矢板市障がい福祉サービスガイド



こんなことで困っている方や、不安がある方はいませんか？  
～障がい福祉サービスの利用で解決できることがあります～

## 障がい福祉サービスってなんだろう…

自分が利用できるサービスはあるのかな？  
ふだんの生活のなかでちょっと困っていること、相談したいけれど、どこに相談していいかわからない…



相談支援事業を利用し、  
矢板市障がい児者相談支援センターに  
相談してみましょう。

## 子どもの発育に不安が…

目があわない、同じ世代の子とくらべて落ち  
着きがない、育てにくい子のような気がする…  
こんなとき、相談できる場所や利用できる  
サービスはあるかな…



相談支援事業  
(矢板市障がい児者相談支援センター)  
児童発達支援  
放課後等デイサービス  
日中一時支援事業  
などの支援を利用できる場合があります。

## 在宅で支援してきたけれど…

体力的に大変になってしまった…  
介護保険は年齢的に該当しないけれど、障  
がい者が利用できるサービスは何かないか  
な…



一定の要件により、障がい福祉サービスの  
ホームヘルプが利用できます。

## 支援者が急病に…

いつもは家族みんなで支援しているけど、家  
族が急病のときなど一時的に施設に入所でき  
ないかしら…



一定の要件により、障がい福祉サービスの  
短期入所が利用できます。

## 働きたいのですが…

一般企業への就労が難しい場合の働く場  
についての相談や、就労に向けた訓練がし  
たいのですが…



一定の要件により、障がい福祉サービスの  
就労移行支援、就労継続支援などが利用で  
きます。

矢板市社会福祉課  
TEL:43-1116  
FAX:43-5404

矢板市障がい児者  
相談支援センター  
TEL:40-0886  
FAX:44-0089



困っていることや不安なことがあつたら、まずは市社会福祉課や矢板市障がい児者相談支援センターに相談してみよう！

困っていることや不安なことを解決してくれる、さまざまなサービスがあります！

まずはサービスの内容について2～3ページを見てね。

発行:矢板市地域自立支援協議会 事業所部会

最終校正:令和5年4月

# ☆障がい福祉サービスのご紹介☆

障がい福祉サービスは、「障害者総合支援法」によりルールが決められているさまざまなサービスです。身体障害者手帳所持者の方、精神障害者保健福祉手帳所持者の方、療育手帳所持者の方、難病の方などが利用できます。※手帳を持ってなくても利用できる場合がありますので、ご相談ください。

## 障がい福祉サービスの種類

<b>介護給付</b>	<b>訓練等給付</b>	<b>地域生活支援事業</b>
生活する際の介護が必要な人などが使います。	働くための訓練をする人などが使います。	市町村が地域の状況にあわせて実施するサービスです。

サービスの種類	サービス名称	サービスの内容	市内の事業者
生活する際の介護が必要な人などが使います。 ■ <b>介護給付</b> ■	①ホームヘルプ (居宅介護)	家での生活を手伝う人(ヘルパー)がお風呂や食事、部屋の掃除や洗濯など手伝ってくれるサービスです。「身体介護」「家事援助」「通院等介助」などの種類があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SOMPOケア矢板</li> <li>・サクラケアラーやいた</li> <li>・ライフサポートともなり</li> <li>・ケアステーションゆあい</li> </ul>
	②重度訪問介護	常に介護を必要とする重度の障がいのある人に、ヘルパーが身体介護や家事援助のほか、外出時の付き添いもお手伝いするサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SOMPOケア矢板</li> <li>・サクラケアラーやいた</li> <li>・ライフサポートともなり</li> <li>・ケアステーションゆあい</li> </ul>
	③同行援護	視覚障がい者の外出をお手伝いするサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サクラケアラーやいた</li> <li>・ライフサポートともなり</li> </ul>
	④行動援護	行動面で特別な見守りを必要とする人が、家の中や外出するときにヘルパーが付き添うサービスです。	※市内には実施事業所がありません。市外の事業所については、市社会福祉課までお問い合わせください。
	⑤生活介護	常に介護を必要とする人が、日中に障がい者支援施設などで入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の提供を受けるサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デイセンターたかはら</li> <li>・ワークスたかはら</li> <li>・いなほ</li> <li>・さらさ</li> </ul>
	⑥施設入所支援 <small>※生活介護などの日中のサービスと併せて利用します。</small>	施設の中で、夜間や休日の暮らしに必要な食事やお風呂のお手伝いをするサービスです。 ※病院に入所する「療養介護」というサービスもあります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たかはら学園</li> <li>・たかはら育成園</li> </ul> <small>※療養介護については、市外に実施事業所がありますので、市社会福祉課までお問合せください。</small>
	⑦短期入所	障がいのある人の家族が急病のときなどに、一時的に施設へ入所するサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たかはら学園</li> <li>・たかはら育成園</li> <li>・おひさま</li> </ul>
	⑧重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする重度の障がいのある人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービスです。	※市内には実施事業所がありません。市外の事業所については、市社会福祉課までお問い合わせください。
働くための訓練をする人などが使います。 ● <b>訓練等給付</b> ●	⑨自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	地域で生活するために必要なリハビリ訓練や、身の回りのことを自分でできるように訓練をするサービスです。	※市内には実施事業所がありません。市外の事業所については、市社会福祉課までお問い合わせください。
	⑩就労移行支援	会社で働くための力を身につけるお手伝いをするサービスです。	
	⑪就労継続支援 (A型・B型)	会社で働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、知識や能力の向上を図るサービスです。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。	A型：・さきがけ  B型：・ワークスたかはら ・いなほ ・さらさ
	⑫就労定着支援	福祉サービスから一般就労に移行した方が、就労に伴う環境変化に対応できるよう支援するサービスです。	※市内には実施事業所がありません。市外の事業所については、市社会福祉課までお問い合わせください。
	⑬自立生活援助	施設に入所していた人などがひとり暮らしを始めたときに、生活面の課題に対応できるよう支援するサービスです。	
	⑭グループホーム (共同生活援助)	1軒家やアパートに10人以下で暮らしながら、生活に必要なお手伝いを受けるサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メゾンたかはら</li> <li>・ハニーハイツたかはら</li> <li>・アップルハイツたかはら</li> <li>・佐藤病院グループホーム</li> <li>・おひさま</li> </ul>

サービスの種類	サービス名称	サービスの内容	市内の事業者
★ 計画相談支援 障害児相談支援 ★	⑮ 指定特定、指定障害児 相談支援事業	介護給付、訓練等給付のサービスを受けるためのサービス等利用計画、障害児支援利用計画を作成します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矢板市障がい児者相談支援センター</li> <li>・COCOサポートセンター相談すだち</li> </ul>

サービスの種類	サービス名称	サービスの内容	市内の事業者
 <b>地域生活支援事業</b>  市町村が地域の状況にあわせて 実施するサービスです。	⑯ 相談支援	暮らしの困りごと相談や、福祉サービスを使うためのアドバイスを受けることができるサービスです。市からの委託により実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・矢板市障がい児者相談支援センター</li> </ul>
	⑰ 移動支援	障がいのある人が外出するときに、ヘルパーが付き添うサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サクラケアラーやいた</li> <li>・ケアステーションゆあい</li> </ul>
	⑱ 地域活動支援センター	ものをつくり出す創作的・生産的活動や社会との交流を増やす活動などを行うサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センターながみね</li> </ul>
	⑲ 日中一時支援	障がいのある人の中における活動の場を提供し、家族の方の就労や一時的な休息を支援するサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たかはら学園</li> </ul>
	⑳ 医療的ケア児者等 日中一時支援	医療的ケア等を必要とする人や、重度の障がいのある人を対象とする日中一時支援サービスです。	※市内には実施事業所がありません。市外の事業所については、市社会福祉課までお問い合わせください。
	㉑ 訪問入浴	重度の身体障がいのある人などに、移動浴槽車による入浴を提供するサービスです。 ※身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けており、独力で入浴が困難な方のみが対象です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SOMPOケア㈱</li> </ul>

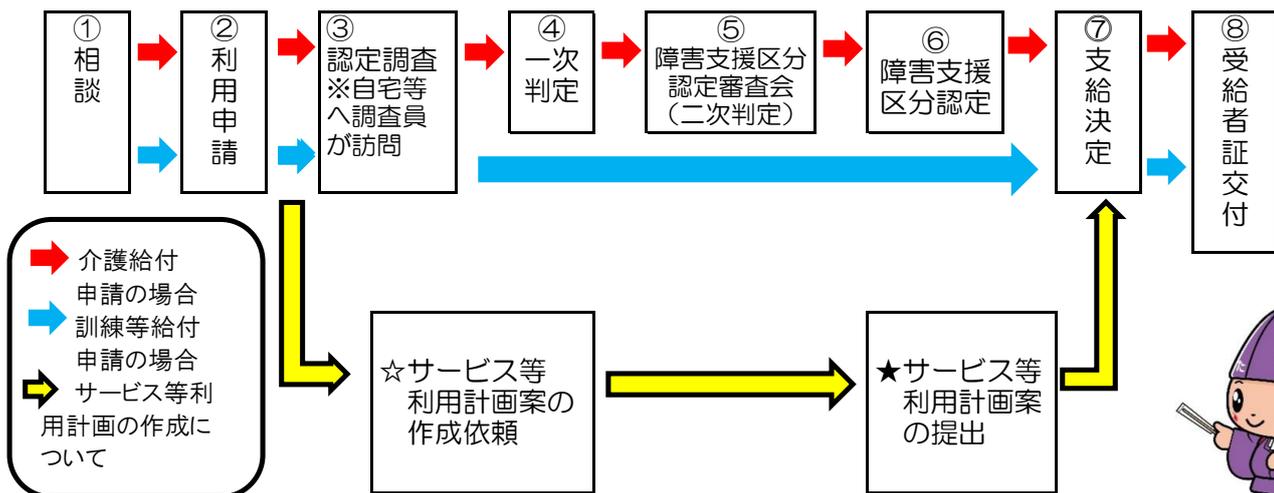
※地域生活支援事業にはこのほかにも手話通訳者の派遣事業や日常生活用具の給付事業など、さまざまな事業があります。詳しくは、市社会福祉課までお問い合わせください。

**障がい児のサービス**

障がい児（18歳未満の方）は、「児童福祉法」によりルールが決められている下記のサービスも受けることができます。

サービスの種類	サービス名称	サービスの内容	市内の事業者
 <b>障がい児のサービス</b>  障がい児（18歳未満の方）が 受けられるサービスです。	㉒ 児童発達支援	心身の発達に遅れのある未就学児などが通園し、療育の訓練や生活指導を受けるサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・たけのこ園</li> <li>・COCOサポートセンターゆす</li> </ul> ※たけのこ園では親子通園も行っています。
	㉓ 居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童が、居宅で療育の訓練等を受けるサービスです。	※市内には実施事業所がありません。市外の事業所については、市社会福祉課までお問い合わせください。
	㉔ 医療型 児童発達支援	肢体の不自由な児童が通園して治療を受けるとともに、基本的な生活訓練や社会に適應するための知識、技能指導を受けるサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Kidsたかはら</li> <li>・ワークスコープ りんこの木</li> <li>・COCOサポートセンターゆす</li> <li>・COCOサポートセンターみかん</li> <li>・COCOサポートセンターれもん</li> <li>・グローバルキッズメロッド</li> </ul>
	㉕ 放課後等 デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等に生活能力向上のための訓練を行うサービスです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Kidsたかはら</li> <li>・ワークスコープ りんこの木</li> <li>・COCOサポートセンターゆす</li> <li>・COCOサポートセンターみかん</li> <li>・COCOサポートセンターれもん</li> <li>・グローバルキッズメロッド</li> </ul>
	㉖ 保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児に対して、専門員が保育所等を訪れ、周りの児童との集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスです。	※市内には実施事業所がありません。市外の事業所については、市社会福祉課までお問い合わせください。

# ☆サービスの申請から利用までの流れ☆



## 介護給付と訓練等給付申請の流れ

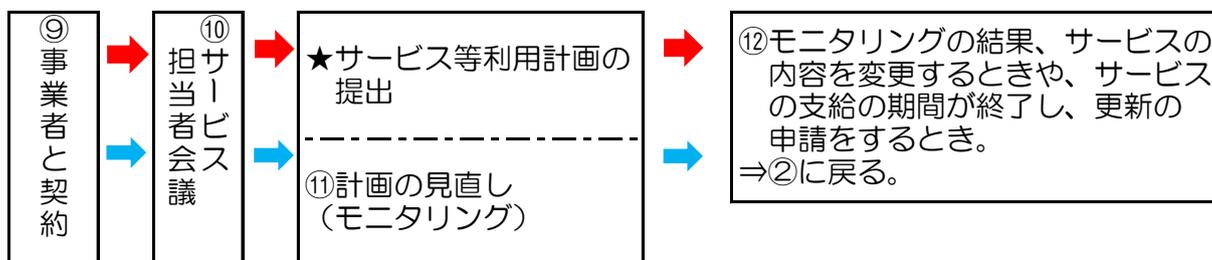
- ①障がい福祉サービスの利用を希望される時は、まずは市社会福祉課や矢板市障がい児者相談支援センターにご相談ください。
  - ②利用したいサービスの内容や、利用する事業所が決まったら、市社会福祉課に申請します。
  - ③認定調査員（矢板市障がい児者相談支援センター職員）が訪問調査にうかがいます。  
介護給付の申請の場合は、市社会福祉課から申請者のかかりつけ医に医師意見書の提出を依頼します。
  - ④認定調査と医師意見書の内容をコンピューターにより判定します。（一次判定）
  - ⑤障害区分審査会にて、一次判定結果と併せて認定調査の特記事項や医師意見書の内容を基に審査され、判定されます。（二次判定）
  - ⑥障害支援区分認定審査会での判定結果を基に障害支援区分の認定を行います。  
※障害支援区分とは、支援の必要性の度合いなどを表す区分で、非該当から区分6まで7段階あります。
- ➡ 訓練等給付申請の場合は、区分の認定（④～⑥の過程）は行いません。
- ➡ ☆サービス等利用計画の作成…  
 障がい福祉サービスを利用するためには、「サービス等利用計画」を作成し、提出しなければなりません。市から利用者に対し、サービス等利用計画案の提出を依頼します。
- ☆利用者は、計画を作成できる指定特定相談支援事業者と契約します。
- ★指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画案を作成し、市に提出します。
- ⑦指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画案が提出され、障がい福祉サービスの支給が決まります。
- ⑧利用者に「福祉サービス受給者証」が交付されます。

障がい福祉サービスを利用した人は、原則としてサービスの提供に要した費用の1割を負担することとなります。ただし、生活保護受給世帯と市民税非課税世帯は無料（一部自己負担有）、市民税課税世帯は月ごとに上限額があります。



受給者証は水色の小さい冊子です。サービスの利用更新時には、冊子の中に貼るシールをお送りします。

～受給者証交付後の流れは、下記のとおりです～



⑨利用者は、サービス事業者と契約します。

⑩利用者は、「サービス担当者会議」で指定特定相談支援事業者とサービス利用事業者と一緒にサービスについて確認します。

★指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議の結果をもとにサービス等利用計画を作成し、市に提出します。  
※「サービス等利用計画」の作成に係る費用の利用者負担は基本的には無料です。

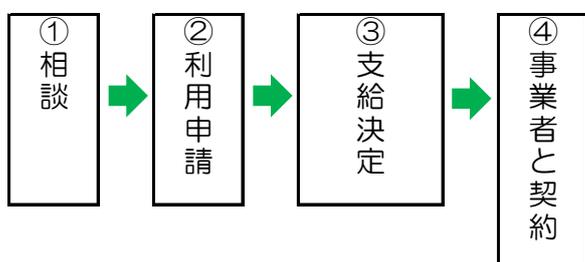
⑪支給決定後、一定期間ごとに指定特定相談支援事業者によって計画の見直し（モニタリング）が行われます。

⑫モニタリングの結果、サービスの内容を変更する必要が生じたときや、サービスの支給期間終了に伴い、更新の申請を行う場合は、再度②に戻り、利用の申請をします。  
※支給期間が終了する方には事前に通知いたします。

### 障がい児のサービス申請の場合

障がい児（18歳未満）の方がサービスを利用する際には、区分の認定を行わないため、③～⑥の過程は行いません。  
また、「サービス等利用計画」に代わり、「障害児支援利用計画」を提出することとなります。

### 地域生活支援事業の申請の場合



①地域生活支援事業の利用を希望される場合は、まずは市社会福祉課や矢板市障がい児者相談支援センター等にご相談ください。

②利用したいサービスの内容や、利用する事業所が決まったら、市社会福祉課に申請します。

③申請書の記載内容等をもとに、支給が決まり、利用者証が交付されます。

④利用者は、サービス利用事業者と契約します。

日中一時支援利用者証

移動支援利用者証

地域活動支援センター利用者証

- 日中一時支援利用者証、移動支援利用者証、地域活動支援センター利用者証はハガキサイズの利用紙です。
- 訪問入浴の利用を申請された方には、決定通知書(A4サイズ)をお送りします。
- 利用者負担額は、障がい福祉サービスと同様ですが、訪問入浴はすべての方が1割自己負担となります。また、相談支援事業はどなたでも無料でご利用いただくことができます。

## 市内事業所紹介

・障がい者のサービス		サービスの種類	住所	電話番号・FAX
1	 たかはら学園	施設入所支援、短期入所、日中一時支援	矢板市越畑226	TEL:0287-48-0304 FAX:0287-48-1927
2	たかはら育成園	施設入所支援、短期入所	矢板市越畑226	TEL:0287-48-0304 FAX:0287-48-1927
	 メンたかはら	共同生活援助	矢板市越畑226	TEL:0287-48-0304 FAX:0287-48-1927
	 ハニーハイツたかはら	共同生活援助	矢板市越畑226	TEL:0287-48-0304 FAX:0287-48-1927
	 アップルハイツたかはら	共同生活援助	矢板市越畑226	TEL:0287-48-0304 FAX:0287-48-1927
	 佐藤病院グループホーム	共同生活援助	矢板市土屋18	TEL:0287-43-0758
3	テイセンターたかはら	生活介護	矢板市越畑226	TEL:0287-48-0304 FAX:0287-48-1927
4	 ワークスたかはら	生活介護、就労継続支援B型	矢板市本町7-21	TEL:0287-43-7940 FAX:0287-44-3466
5	 いなほ	生活介護、就労継続支援B型	矢板市本町12-4	TEL:0287-48-7762 FAX:0287-48-7763
6	 さらさ	生活介護、就労継続支援B型	矢板市玉田121-1	TEL:0287-46-6131 FAX:0287-46-6132
	 さきかけ	就労継続支援A型	矢板市末広町15-7	TEL:0287-53-7682 FAX:0287-53-7683
7	SOMPOケア矢板	居宅介護、重度訪問介護	矢板市東町1250-1	TEL:0287-40-3130
8	 サクラケアラーやいた	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援	矢板市鹿島町13-14	TEL:0287-53-7000
9	ライフサポートともなひ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	矢板市末広町58-11	TEL:0287-47-4234 FAX:0287-47-4235
10	 ケアステーションゆあい	居宅介護、重度訪問介護、移動支援	矢板市東町1253-6	TEL:0287-53-7523
11	訪問介護ホームヘルズ 春日和やすらぎ	居宅介護	矢板市矢板211	TEL:0287-43-2080
12	 おひさま	共同生活援助	矢板市長井1239-1	TEL:090-2176-0945 FAX:0287-44-3295

### ・障がい児のサービス

1	 たかはら学園	施設入所支援、短期入所、日中一時支援	矢板市越畑226	TEL:0287-48-0304 FAX:0287-48-1927
	 こども発達支援センター たけのこ園	児童発達支援	矢板市石関1289-4	TEL:0287-48-3288 FAX:0287-48-3288
	 Kidsたかはら	放課後等デイサービス	矢板市越畑226	TEL:0287-48-0304 FAX:0287-48-1927
	 ワークスコース りんごの木	放課後等デイサービス	矢板市扇町2-5-18	TEL:0287-43-0424 FAX:0287-43-4428
	 COCOサポートセンターゆづ	児童発達支援、放課後等デイサービス	矢板市片岡2096-73	TEL:0287-48-7911 FAX:0287-48-7911
	 COCOサポートセンターみかん	放課後等デイサービス	矢板市片岡2096-96	TEL:0287-33-9059
	 COCOサポートセンターれもん	放課後等デイサービス	矢板市片岡2096-49	TEL:0287-33-9177
	 グローバルキッズメソッド	放課後等デイサービス	矢板市中2009-16	TEL:0287-47-7636
	 ここから	放課後等デイサービス	矢板市末広町15-11	TEL:0287-46-7360
	 つばさ 矢板事業所	児童発達支援、放課後等デイサービス	矢板市豊田802	TEL:090-3102-0283

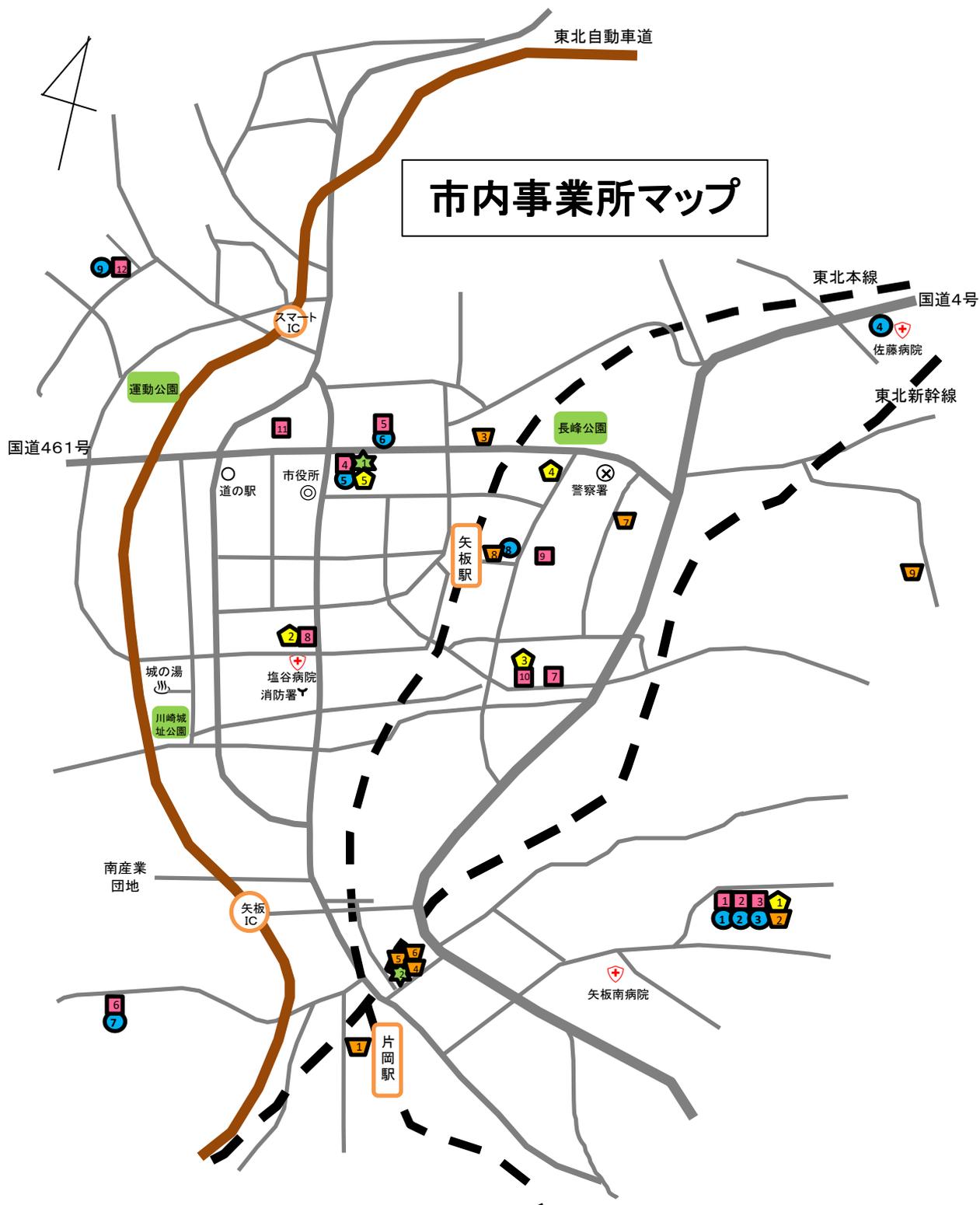
### ・地域生活支援事業

 4	地域活動支援センター ながみね	地域活動支援センター事業	矢板市末広町7	TEL:0287-48-7880
---	-----------------	--------------	---------	------------------

### ・計画相談支援 障害児相談支援

 1	 5 矢板市障がい児者相談支援センター	計画相談支援、障がい児相談支援(指定特定、指定一般、指定障害児、委託)	矢板市本町7-21	TEL:0287-40-0886 FAX:0287-44-0089
 2	COCOサポートセンター相談すだち	障害児相談支援(指定障害児)	矢板市片岡2096-73	TEL:0287-48-7911 FAX:0287-48-7911

注)グループホームに関しては問合せ先の住所を記載しております。



注)グループホームに関しては問合せ先の住所を記載しております。

4ページの「サービスの申請から利用までの流れ」の中の「障害支援区分認定審査会」において認定された障害支援区分により、利用できるサービスが異なります。詳しくは、下表をご参照ください。

サービスの種類	サービス名称	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当
<input type="checkbox"/> 介護給付 <input type="checkbox"/>	ホームヘルプ (居宅介護)							
	重度訪問介護				※区分以外にも条件あり。			
	同行援護							
	行動援護				※区分以外にも条件あり。			
	生活介護				※50歳以上の場合は2以上。			
	施設入所支援				※50歳以上の場合は3以上。			
	短期入所							
	重度障害者等包括支援							
<input type="checkbox"/> 訓練等給付 <input type="checkbox"/>	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)							
	就労移行支援							
	就労継続支援 (A型・B型)							
	就労定着支援							
	自立生活援助							
	グループホーム (共同生活援助)							

※斜線部  は利用できません。

※区分以外にも一定の条件がある場合があります。詳しくは市社会福祉課にお問い合わせください。

この冊子は「障がい福祉サービス」におけるサービスの内容、申請方法、市内事業所をまとめたもので、矢板市地域自立支援協議会の事業所部会が中心となって作成しました。市の相談窓口や障がい福祉関係の事業所などに置いてあります。また、市ホームページからダウンロードできます。

**この冊子を手にとっていただいた方は、身近な方や支援を必要としている方にもこの冊子をどんどん広めてください！**

★矢板市障がい福祉サービスガイド  
全体のお問い合わせ先★

**お気軽にご連絡ください**

矢板市社会福祉課  
〒329-2192  
矢板市本町5番4号  
TEL : 0287-43-1116  
FAX : 0287-43-5404  
Mail : shakaifukushi@city.yaita.tochigi.jp  
HP : <http://www.city.yaita.tochigi.jp>

